同すた期
る供の覧
すに持縦
用覧保、
準縦のり
て、境よ
いて環に
おい活定
につ生規
項にのの
三出域項
第届地二
条の第
六更辺条
第変周八
十売の第
九小店が
第模舗同
律規をす
法大設出
年の提
十次舗を
成、店見書
平り売意見
（よ小て意
法に模いに日
地定規つ事五
立規大に知十
舗の る項に二
店項係事で月
売三にきま一
小第告べ日年
模条公すの四
規五の慮了和
大第。こ配満令
法る め間

岡山県知事　伊原木　隆太

一　届出者の氏名又は名称及び住所並び所在地
　1　届出者の氏名又は名称及び住所並び所在地
　　名称　陽　及び　三代　七　番地
　　名称　山陽　及び　三代　七　番地
　　のン山市所ズ市表取締役　二葉の里三丁目三番一号
　　のン下住イ島代表取締役　　山西　泰明
　2　
　3　
　　舗ウ市、社広　　舗に　おいて　小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
　　舗ウ市、社広　　舗に　おいて　小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
　　マ長代　ル船表　シ町取　ン飯締　井役　一　五九七の二
　　マ長代　ル船表　シ町取　ン飯締　井役　一　五新井　義幸
　4　
　　十　一　日
　　十　七　日
　　十　十所
　　十　五　日から同年五月二十五日まで
　　部　経　営　支　援　課
　　部　経　営　支　援　課
二　届出大規模小売店舗の変更の届出の項の第二条の六の第八項の規定による生活環境の保全の観点から、縦覧に供すべき期間
　1　
　2　
　　要店夕磐称会県名　削除
　　概売め赤名式島氏　売）式戸氏）め日八　二及間一所業
　　の小ゆ　の株広の項小前株瀬の後た月年日十間期年場産
　　項模　地者　者事模更　者更の年三月年期の四の県
　　事規称在出称所表更規変称所表変店更和年三の覧和覧山
　　出大名所届名住代変大（名住代（退変令出和覧縦令縦岡
　　届　　届令縦
　　月　月び　月　労
　　二　場　二　働
　　三　二　十
　　一　十　五
　　日　所　日
　　日　十　七
　　日　十　十
　　日　十　五
　　日　十　五
　　日　十　五